

町内会等の地域団体が取得した公民館等の減免について

町内会等の地域団体が取得した公共性の強い不動産でもっぱらその本来の用に供するものについては、当該不動産に係る不動産取得税を減免する制度があります。

この減免措置を受けるためには、下記のとおり総合県税事務所に申請していただく必要があります。

1 減免の要件

(1) 町内会等の地域団体が取得すること。

※「町内会等の地域団体」とは、一定の地域に居住するすべての住民で組織する町内会、自治会等をいい、構成員の限定された婦人会、青年団等は含みません。

(2) 公共性の強い不動産であること。

※「公共性の強い不動産」とは、町内会館、町内会事務所、集会所、公会堂等名称の如何を問わず、不特定の者が何らの制約を受けずに使用し得る不動産のことをいいます。

(3) もっぱらその本来の用に供するもの。

2 提出書類

上記の減免要件に該当する場合には、次の(1)、(2)のとおり、各々の場合に応じた書類を総合県税事務所に提出してください。

(1) 土地を取得した場合>

- ① 県税減免申請書（当所様式）
- ② 不動産取得税申告書（土地）（当所様式）
- ③ 取得した土地の全部事項証明書
- ④ 土地の取得に対する総会議事録・議案書の写し

(2) 家屋を取得した場合>

- ① 県税減免申請書（当所様式）
- ② 不動産取得税申告書（家屋）（当所様式）

必要に応じて、他の書類の提出を依頼する場合がありますのでご了承ください。

3 その他

(1) 当該不動産とその他の部分とを併用する不動産を取得した場合は当該不動産の部分のみが減免対象となります。

(2) 減免の可否については、関係書類を審査の上、事例ごとに判断いたします。

4 お申出及びお問合せ先

お申出先、お問合せ先	富山県総合県税事務所 課税第二課	
電 話 番 号	0 7 6 - 4 4 4 - 4 5 0 5	0 7 6 - 4 4 4 - 4 6 2 9
郵 便 番 号	9 3 0 - 8 5 4 8	
住 所	富山市舟橋北町1-1-1（富山総合庁舎1階）	
窓 口 取 扱 時 間	月曜日から金曜日の8：30～17：15 （ただし、国民の祝日・休日及び年末年始を除く）	

（令和6年3月現在）